

電波法関係手数料令の一部を改正する政令要綱

第一 電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行に伴い、免許記録等に記録されている事項を証明した書面の交付を請求する者が納めなければならない手数料の額を定めるとともに、最近における経済情勢の変化に鑑み、無線局の免許申請等に係る手数料の額の見直し等を行うこと。

（本則関係）

第二 この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行すること。（附則関係）